

かすみがうら市議会運営委員会会議録

令和4年11月15日 午後 1時26分 開 議

出席委員

委員長	川村成二
副委員長	来栖丈治
委員	鈴木良道
委員	佐藤文雄
委員	加固豊治
委員	櫻井繁行

欠席委員

なし

委員外議員

副議長	田谷文子
-----	------

出席説明者

市長	宮嶋謙
市長公室長	横田茂
総務部長	大久保定夫

出席書記名

議会事務局長	大久保勉
議会事務局補佐	谷中博文
議会事務局係長	柏崎博子

議 事 日 程

令和4年11月15日（火曜日）午後 1時26分 開 議

- 1 開 会
- 2 市長あいさつ
- 3 副議長あいさつ
- 4 事 件
 - (1) 令和4年第4回定例会の運営について
 - ・提出予定案件の概要について
 - ・要請書等の取り扱いについて
 - (2) その他
- 5 諮問に対する答申（案）について
- 6 そ の 他
- 7 閉 会

開 議 午後 1時26分

○川村成二委員長

皆さん、こんにちは。

委員の皆様には、お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席委員は5名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから議会運営委員会を開きます。

本日、市長にご出席いただいておりますので、ご挨拶をいただきたいと思っております。

○市長（宮嶋 謙君）

本日は、第4回定例会招集告示日の議会運営委員会、大変、御苦勞さまでございます。

本日の説明事件の議案説明の前に、11月1日付で人事発令を行い、総務部長が大久保定夫氏になっておりますので、ご報告申し上げます。よろしく願いいたします。

まず初めに、新型コロナワクチン接種のオミクロン株対応ワクチン接種については、10月から接種協力医療機関にて接種を開始しております。

なお、接種等に要する予算につきましては、承認第7号として専決処分事項の承認を求めるものであります。市民の皆様が安心して接種できるよう体制を整え、混乱のないよう進めてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、第4回定例会に提出予定の議案につきまして、ご説明させていただきます。

提出を予定しております議案については、全部で20件でございます。

内訳といたしましては、報告案件が1件、承認案件が2件、計画に関する議案が1件、条例に関する議案が7件、予算に関する議案が6件、指定管理者の指定に関する議案が2件、その他の議案が1件でございます。

なお、概要につきましては、担当部長から説明させていただきますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○川村成二委員長

ありがとうございました。

次に、田谷副議長からご挨拶をお願いいたします。

○副議長（田谷文子君）

改めましてこんにちは。

開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、何かとお忙しい中、大変、御苦勞さまでございます。

本日は、10月7日に貴委員会に諮問させていただきました、令和4年第4回定例会の運営につきまして、引き続きご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、11月11日付、市長から令和5年かすみがうら市議会定例会の招集予定期日に関する通知がございましたので、その写しをタブレット端末に掲載させていただいております。

市長から通知がありました招集予定期日を基に、令和5年かすみがうら市議会定例会の日程（案）をそれぞれ作成し、後日、ご提示したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○川村成二委員長

ありがとうございました。

次に、書記を指名します。

議会事務局、柏崎係長を指名いたします。

本日の日程は、会議次第のとおりであります。

それでは早速、本日の日程事項に入ります。

○川村成二委員長

本日の事件は、（1）令和4年第4回定例会の運営についてであります。

初めに、提出予定案件の概要についてを議題といたします。

説明を求めます。

○総務部長（大久保定夫君）

それでは、令和4年第4回定例会の提出予定案件について。説明をさせていただきます。

最初に、今定例会への提出案件に追加が生じる可能性がありますので、説明をさせていただきます。

個人情報保護法の改正に伴い、個人情報保護関係条例の新規制定2件の提出を予定しているところですが、水戸検察庁との協議が整っていないことから、現時点では提案を見送っておりますが、会期中に協議が整い次第、追加提案する予定でございます。

それでは、提出案件の説明をさせていただきます。

最初に、議案概要書、目次をお開きください。

記載のように提出案件は、報告案件1件、承認案件2件、計画に関する議案1件、条例に関する議案7件、予算に関する議案6件、指定管理者の指定に関する議案2件、その他の議案1件、合計で20件となっております。

それでは、予算以外の案件についてご説明させていただき、その後、予算関係は市長公室長から説明をさせていただきます。

議案概要書1ページになります。

報告第17号、専決処分事項の報告については、損害賠償の額の決定及び和解ということで、市道の管理瑕疵により発生しました、物損事故の損害賠償の額の決定及び和解について専決処分したので、報告

するものです。

事故の内容は、資料の事故発生状況のように、市内上稲吉地内の市道において、U字溝を通過した際に、破損していたグレーチングがはね上がり、市内在住の方の運転する、車両左側下面が破損したものです。その後、過失割合を市100%とし、損害賠償額13万1,362円の支払いをすることで示談となったもので、令和4年9月28日に専決処分をしております。

次に、議案概要書6ページになります。

議案第59号、かすみがうら市過疎地域持続的発展計画の策定でございます。

令和4年4月に霞ヶ浦地区が過疎地域の指定を受けたことを受け、過疎地域持続的発展計画を策定し、過疎債の活用などによって、その地域の魅力等を生かした施策を展開し、持続可能な地域づくりを目指すものとなり、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定により、議会の議決を求めるものです。

計画内容としては、構成として13項目にわたる振興や整備計画を示すこととなり、計画期間は令和4年4月1日から令和8年3月31日までの4年間となります。

続きまして、議案概要書8ページになります。

議案第60号、かすみがうら市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定でございます。

議案第59号の過疎地域持続的発展計画の策定に関連するもので、一定の事業用資産を取得した場合に、固定資産税を課税免除し、産業振興の促進を図るものです。

具体的には、議案概要書の表に示すように、資本金と対象設備に応じて一定額を超える取得価格があった場合に対象となるものです。課税免除期間は、最初に課税されることになった年度から3か年度分となり、また、免除による減収分の75%を普通交付税で補填されることとなります。

施行年月日は、公布の日となります。

続きまして、概要書10ページとなります。

議案第61号、かすみがうら市政治倫理条例の制定でございます。

内容としては、市長、副市長及び教育長並びに市議会議員が、人格と倫理の向上に努め、市政に対する市民の信頼に応え、市政の発展に寄与することを目的に条例を制定するものでございます。

具体的には、責務や遵守事項、市民の責務、政治倫理審査会の設置、市民の調査請求権等を規定しております。

なお、附属機関として審査会を設置するため、本条例の附則において、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の改正を伴います。

施行年月日は、令和5年2月1日となります。

続きまして、議案概要書11ページをお願いします。

議案第62号、かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。

令和4年8月の人事院勧告に伴い、令和4年度及び令和5年度以降の給与及び期末手当について、国に準拠した制度とするために、本条例を制定するものでございます。

具体的には、期末手当が前年度比0.05カ月分引上げとなり、令和4年度分については、12月期で調整し、令和5年度以降は、6月期及び12月期で平準化して支給するものとなります。

施行年月日は公布の日からとなり、令和4年度の期末手当については、令和4年4月1日から適用となります。

続きまして、議案概要書12ページをお願いいたします。

議案第63号、かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。

こちらも議案第62号と同様に、令和4年8月の人事院勧告に伴い、市長、副市長、教育長の令和4年度及び令和5年度以降の期末手当を引き上げるものとなります。

具体的には、期末手当が前年度比0.1カ月分引上げとなり、令和4年度分については12月期で調整し、令和5年度以降は、6月期及び12月期で平準化して支給するものとなります。

なお、市議会議員についても、本条例の例により引上げとなります。

施行年月日は公布の日から施行、令和4年4月1日から適用となります。

議案概要書14ページをお願いいたします。

議案第64号、かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。

こちらも、さきの議案と同様に、令和4年8月の人事院勧告に伴い、職員の令和4年度及び令和5年度以降の給料及び勤勉手当を引き上げるものとなります。

具体的には、1点目に、1級から3級における給料等を平均0.3%引き上げ、2点目に、ボーナスを0.1カ月分引き上げるものとなります。

施行年月日は公布の日から施行、令和4年4月1日から適用となります。

議案概要書の16ページになります。

議案第65号、かすみがうら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。

こちらは、議案第64号の市職員の給与に関する条例の改正に準じまして、1級及び2級の一部の号給を引き上げるものとなります。

また、期末手当を前年度比0.1カ月分引き上げるものです。

施行年月日は令和5年4月1日となります。

議案概要書17ページをお願いいたします。

議案第66号、かすみがうら市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の制定でございます。

こちらは、国家公務員の定年引上げに伴い、地方公務員の定年も60歳から65歳に段階的に引き上げられることを踏まえ、市職員の定年等に関する条例、市職員の給与に関する条例、市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例、市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例、市職員の勤務時間、休暇等に関する条例、市職員の育児休業等に関する条例の6本を改正し、職員の再任用に関する条例を廃止するものとなります。

施行年月日は令和5年4月1日からとなります。

ページ飛びまして、議案概要書34ページとなります。

議案第73号、かすみがうら市活性化センター生産物直売所の指定管理者の指定についてですが、こちらは、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものとなります。

この議案は、平成29年第4回定例会で議決されました、活性化センター生産物直売所の指定管理者の指定期間が令和5年3月31日で満了することから、新たに令和5年4月1日から令和10年3月31日まで、引き続き、かすみがうら市活性化センター運営委員会を指定管理者として指定する内容となります。

議案概要書35ページになります。

議案第74号、かすみがうら市水族館の指定管理者の指定についてですが、こちらも議案第73号と同様に、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものとなります。

この議案も、平成29年第4回定例会で議決されました、水族館の指定管理者の指定期間が令和5年3月31日で満了することから、新たに令和5年4月1日から令和10年3月31日まで、引き続き、株式会社デン・ケリーを指定管理者として指定する内容となります。

議案概要書36ページお願いをいたします。

議案75号につきましては、字の区域の変更に関する議案です。

対象となる区域については、議案概要書38ページを参照願いますが、向原土地区画整理事業の施行に伴い、施行地内の字の区域に変更の必要が生じたため、議会の議決を求めるものです。

私からの説明は以上です。

○市長公室長（横田 茂君）

それでは、予算関係の議案につきまして、私のほうからご説明申し上げたいと思います。

まず、議案概要書の2ページ、承認第7号、専決処分事項の承認を求めることについて、一般会計補正予算（第9号）でございます。1億5526万4000円を追加してございます。

内容につきましては、新型コロナウイルスワクチンのワクチン接種経費の実施経費でございます。

続きまして、同じく専決処分の一般会計補正予算（第10号）でございます。

議案概要書4ページでございます。

これにつきましては、2億340万円の補正ということでございまして、内容につきましては、電力・ガス・食料品等の価格高騰緊急給付金として、社会福祉課が担当でございますけれども、1世帯5万円を給付するというので、約4,000世帯を見込み、予算のほうを計上させていただいているものでございます。

続きまして、議案概要書24ページのほうをお願いいたします。

議案第67号、一般会計補正予算（第11号）でございます。

歳入歳出予算の総額に2億6763万3000円を追加して、210億2504万4000円というものにするものでございます。

内容につきましては、議案概要書24ページを参照しながらご説明を申し上げたいと思います。

まず、今回の内容でございますけれども、電力、そして臨時交付金、その他の事業系ということで、大体大きく分けて3つの種類に分かれてございます。

まず1番でございますけれども、あじさい館管理に要する経費ということで、1293万5000円でございますけれども、内容につきましては、燃料費、光熱水費ということで、主に重油代と電気代の不足分ということでございます。

続きまして、2番目でございますけれども、障害者自立支援に要する経費ということで6626万円でございます。まず、一番上のところでございますけれども、価格高騰重点支援ということでございまして、こちらは臨時交付金を活用しまして、入所系、通所系、それぞれでありますけれども、通所系については、定員1人当たり2,500円、入所系については1人当たり5,000円の支援を行うものでございます。

そのほかでございますけれども、障害者福祉サービス、障害児給付費事業、そして、それに国庫負担金の返還分ということで、通常の補正をさせていただいております。

続きまして、3番目でございますけれども、要援護高齢者等対策に要する経費611万7000円でございます。こちらにつきましても価格高騰の臨時交付金を活用しまして、社会福祉系の施設の通所系、入所系それぞれ2,500円、5,000円を支援するものでございます。

続きまして、4番目でございますけれども、介護保険特別会計への繰出金の調整ということで、318万3000円の減ということの内容でございますけれども、こちらは人件費の調整分ということでございます。

続きまして、5番目でありますけれども、医療福祉に要する経費ということでございます。こちらは令和3年度の医療福祉費等の補助金の精算分ということで467万5000円返還ということになります。

続きまして、25ページの6番目をお願いいたします。

医療福祉に要する経費、市単独分ということでマル福でございます。1200万円の増額ということでありまして、半年間の執行額を踏まえまして、不足が予想されますので、同額補正ということになってございます。

続きまして、7番目でありますけれども、国民健康保険特別会計の繰り出しということで、755万5000円の減ということでございまして、人件費の調整分でございます。

続きまして8番目、児童手当支給に要する経費ということでございます。1591万9000円の国庫負担金等超過交付金返還金ということでございますけれども、令和3年度の低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の実績であるとか、子ども・子育て支援事業費の補助金の実績であるとか、あるいは同じ交付金の返還というようなものが内容でございまして、合計で1591万9000円ということでございます。

続きまして、9番目、民間保育所に要する経費、1399万7000円でございます。こちらでございますけれども、同じく大きく分けますと、種類がいっぱいあるんですけれども、子育てのための施設等利用給付のための交付金であるとか、あるいは同じく保育環境の改善事業等の補助金の交付を受ける等々の実績というのに基づく返還金が生じているもので、1399万7000円計上したということでございます。

続きまして、10番目、認定こども園に要する経費ということでございます。こちら211万4000円ですけれども、子育てのための施設等の利用交付金の実績に基づく返還ということでございます。

11番目、生活保護等扶助に要する経費ということでございます。こちらは半年間と現在までの実績を踏まえましての不足が予想する分を補正させていただいているということでございます。

続きまして、26ページになります。

12番目、農業振興に要する経費、1630万円でございます。こちらでございますけれども、価格等の重点臨時交付金を活用いたしまして、認定農業者や認定の新規就農者に1人当たり10万円を燃油高騰対策として支給するというものでございます。163人分を見込んでいるということでございます。

続きまして、13番目、園芸振興に要する経費ということで、1277万6000円でございます。こちら事業として、儲かる産地支援事業費補助金としての栗の燻蒸庫の設置補助金ということで、3者を予定している分の計上をさせていただいているということでございます。

続きまして、14番目、米政策推進に要する経費、1600万4000円ということでございます。こちら価格高騰の臨時対策交付金のほうを活用いたしまして、50a以上作成している米生産者に、10a当たり2,000円を支給しているということでございまして、80,020aが計上されているところでございます。

続きまして、15番目、土地改良整備支援に要する経費、487万8000円でございますが、県単土地改良事業の上乗せ分ということでございます。

続きまして、16番目、土地改良助成に要する経費、1728万9000円ですが、こちら価格高騰の重点交付金のほうを活用いたしまして、土地改良区及び水利組合等に前年同期との差額の2分の1を目安で支給しているというものでございます。

続きまして、17番目から21番目までございますが、それぞれ施設の経費がございまして、17番目、小学校、18番目、中学校、19番目、千代田公民館、20番目、歴史博物館、21番目、第1常陸野公園ということでございますが、光熱水費としての電気代の不足分でございます。

続きまして、議案第68号、国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

755万5000円を減額し、40億7244万5000円とするものでございまして、先ほどご説明させていただきましたが、人件費の調整分ということでございます。

続きまして、議案第69号、後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）です。137万7000円を増額し、9億6237万7000円というものでございますが、こちら広域連合への納付に関する負担金調整分ということでございます。

続きまして、議案概要書30ページ、議案第70号、介護保険特別会計補正予算（第2号）でございます。156万3000円を増額し、37億8898万8000円とするものでございます。こちらにつきましては、人件費の調整分と国庫への返還分ということでございます。

続きまして、議案概要書32ページ、議案第71号、水道事業特別会計補正予算（第3号）でございます。収益的支出の総額に3464万1000円を増額するもの及び資本的支出の総額に36万3000円を増額しているというものでございます。

続きまして、議案概要書33ページ、議案第72号、下水道事業会計補正予算（第2号）でございます。収益的支出、1883万円を追加するというものでございます。

予算の議案につきましては以上でございます。

○川村成二委員長

ここで、暫時休憩いたします。 [午後 1時52分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時52分]

以上で、説明が終わりました。

ただいま説明いただいた案件につきましては、この後の全員協議会で詳細な説明がありますけれども、提出予定案件につきまして何かございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

それでは、ご質問等もないようですので、これで、執行部の方には退席をお願いいたします。

ここで、暫時休憩いたします。 [午後 1時53分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時53分]

次に、要請書等の取り扱いについてを議題といたします。

令和4年第3回定例会以降、本日までに要請書等を2件受け付けております。

それでは、要請書等をお目通し願います。

ここで、暫時休憩いたします。 [午後 1時53分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時55分]

お諮りいたします。

本日までに議長が受理しました、生産資材高騰対策にかかる緊急要請及び地域社会に貢献するシルバー人材センターの決意と支援の要望につきましては、先例のとおり、その写しを議場に配布することによってよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

それでは、異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

次に、諮問に対する答申（案）についてを議題といたします。

答申（案）のデータをタブレット端末にお送りいたしますので、お目通し願います。

ここで、暫時休憩いたします。 [午後 1時55分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時57分]

それでは、答申（案）につきまして、ご意見又はお気づきの点がありましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

それでは、お諮りいたします。

本案のとおり議長に答申し、本委員会終了後に開催されます、全員協議会で報告したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

それでは、異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

以上で、本日の日程事項は全て終了いたしました。そのほか何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

それでは、以上で、本日の議会運営委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

散 会 午後 1時57分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

議会運営委員会委員長 川 村 成 二